

平成30年1月

(一社) 日本民間放送連盟

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に対する意見

該当箇所	意見
全体	<p>地上基幹放送局の再免許等に向けて示された制度整備案については、次の修正要望1件を除き、妥当なものと考えます。</p> <p>なお再免許申請の実務については、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと考えます。</p>
地上基幹放送局の再免許等に関する方針（案） 2. 再免許等の条件（1）	<p>テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送にあたり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の免許条件を付すとの考え方が示されていますが、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、本来、放送事業者の自主的な判断によることが原則と考えます。また「放送番組の種別の公表」制度に沿って、総合編成のテレビ放送事業者は番組種別や放送時間を半年ごとに公表していることから、番組調和の履行状況の透明性は、制度的に確保されているところです。</p> <p>したがって同免許条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。</p>
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案	<p>視聴覚障害者向け放送の充実については、放送事業者を取り巻く厳しい状況があるものの、可能な限り、障害者をはじめとする社会的要請に堅実に応えていく所存です。</p> <p>なお審査基準改正案において「字幕放送の普及目標対象」および「解説放送の普及目標対象」の記載がありますが、これらは「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において字幕放送および解説放送に対して規定される見込みの「普及目標の対象」（放送時間および放送番組）を、それぞれ援用するものと理解します。</p>